

近世鳥取藩の城下町

中 林 保

はじめに

近世鳥取藩領において「町と称するは、鳥取・米子・倉吉の三町」で、松崎・八橋・浦富・黒坂、そして船岡がこれに準じた、鳥取は藩城の地にして、町奉行が政務を総攬したたが、米子・倉吉は「何れも家老荒尾氏の治下にありて、其命ずる町奉行・町目付各一人ありて町政を執(し)」った。松崎・八橋・浦富・黒坂・船岡の五町も家老職に補せられる「着座」の家筋のものに町政がゆだねられていた。近世鳥取藩ではこれを「自分手政治」と呼んだ。重臣たちは「自分手政治」をおこなうため各々の町に役所、すなわち「陣屋」を設けた。それらの町では「陣屋」中心の町、いわゆる「陣屋町」が形成された。

一般の陣屋町は「大名・旗本の館舎、および郡代・代官の屋敷」を中心に発達した町をさす。しかし、鳥取藩の陣屋町は、藩主池田氏の「陪臣居館地」を中心に発達した町であり、やや性格を異にする。そこで、その性格の解明を試み、すでに一部は報告した⁽¹⁾。

このたびは近世鳥取藩領内における城下町鳥取、陣屋町米子・倉吉の三大都市を対象とし、侍町の町割・家臣団の屋敷割とその屋敷面積、町屋の町割とその屋敷面積に論点をしぼり、城下町と陣屋町の対比的考察を試みる。なお、藩政期の鳥取・米子・倉吉の三町については『因幡民談記』・『鳥府志』・『伯耆民談記』・『鳥取藩史』に詳述されている。また、藩政期の「町絵図」も保存されており、研究方法も、主としてこれらの文献・「町絵図」、現在の地籍図をもとに、現地踏査によった。

一、城下町鳥取

鳥取久松城は、因幡国の守護所布施天神山城の出城として、「天文十四年（一五四五）乙巳年二月半に歟始め有りて、城が取り立て⁽³⁾」られた。天正元年（一五七三）守護山名豊国は、その守護所を布施天神山城から鳥取久松城に移し、以来因幡国の政治的中心地となった。その後、天正八年（一五八〇）吉川経家、天正九年（一五八一）宮部善祥坊、関が原の戦後の慶長六年（一六〇一）池田長吉に城主はかわる。そして、元和三年（一六一七）の池田光政が因幡・伯耆三十二万石の領主として配置される。しかし、寛永九年（一六三二）に岡山藩主池田光仲との配置転換がおこなわれ、以後明治維新まで十二代の池田氏が在城した。

近世鳥取の城下町の形成は元和三年（一六一七）の池田光政の入部にはじまる。しかし、それ以前の城下町の存在も推定できる。そこで、元和三年以前の城下町を「近世前の城下町」、以後の城下町を「近世の城下町」として考察する。

(一) 近世前の城下町

布施天神山城の出城として鳥取久松城が構築された久松山は標高二六四米の高山である。『因幡民談記』は「山の形峻岨にして、八葉の谷尾をわけ、四方峻はしく切立たる事、宛も工匠の削り成せるに異ならず、岩石峨々と聳へ（中略）あたりに比びの山も無く、四方広濶として晴わたり、隣攀道さがして、九折を巡れば、八重の白雲跡を埋む、頂に登れば咫尺に千里の地をちちめ、一國の山川唯眼下に明かなり」と形容し、その山頂には「断崖を切立、石壁を築き、処々門櫓を建て、枅形を構へ（4）」たと記しているが詳細はわからない。また、山頂には、天正元年の守護所移転ともない、布施天神山城の三重の天守が移され構築されたとも伝えられる（5）。

ところで、久松山は標高二六四米の高山であるので、各城主達は居館をその山麓付近においた。したがって城下町もその居館付近に形成された。

布施天神山城の出城時代の鳥取久松城の城番・武田高信の居館は、「釣瓶下しの如く切立たる断崖の上の松の丸（6）」に設けられていた。「松の丸」は久松山の北西山腹の要害で、その付近に集落の所在ははっきりしない。しかし、永祿六年（一五六三）城番・武田高信と守護山名豊数の「湯所の合戦」に関して次のような「山名豊数感状（7）」がある。

去三日於湯所合戦之時、伊豆守突鐘依無比類動致討死之条、尤神妙至也、弥不替可致奉行公之状如件。

永祿六

四月五日

山名豊数（花押）

中村鍋法子殿

また、天正元年（一五七三）城番・武田高信と守護山名豊数の「久松山下の戦い」を『因幡民談記』は「外かわを

蹈破り山下の町に押入り、競ひ掛りて攻め寄たり、城中之を防ぎ兼ね山下を捨て皆本丸に引退く」と記している。これらの史料や文献から推定すると、武田氏の居館地付近には、すでに何らかの集落が形成されていたものと考えられる。

もともと久松山のふもとには「沢市場」という村落が所在していたという⁽⁹⁾。このころの久松山西南山ろくには「湊川」がメアンドンし、沼沢地が散在しており⁽¹⁰⁾、「沢市場」は湊川と久松山ろくの間の地域に立地していたものと推定できる。しかし、その明確な位置は不詳であり、武田氏居館付近の集落との結びつきも判然としない。

天正元年（一五七三）守護山名豊国は守護所を布施天神山城から鳥取久松城へ転移、天正八年（一五八〇）秀吉の「鳥取城攻め」、天正九年（一五八一）宮部善祥坊が五万石の所領で鳥取城に配置される。このころの鳥取は守護町から城下町への変身期となる。

天正元年山名豊国による守護所の鳥取転移にもなつて守護町となつた鳥取には、布施城下の侍、其外寺院僧侶、売買諸般の細工人迄、皆鳥取へ移り住んだ⁽¹¹⁾。また、天正八年秀吉は鳥取城攻めで、鳥取城下の市場、民家等を残す所なく焼き払つたと伝えられており⁽¹²⁾、このころある程度の城郭下集落が形成されていたことが推定できる。しかし、この時期は守護町の形成よりも久松山の「絶頂に壁を掛け石垣を築き、岸を切立所々に櫓を揚げ、三重の天守は空に聳へ、白雲棟を掩ひ、城下の地五里十里の間は手に取る如く見え渡り、国中の鎮府として屈竟の城地」とするなど山上の丸の整備、さらに、山下の丸も「堀壁櫓丈夫に囲み、一二の木戸を確と打てば、卒爾に攻め入らる体に非らず、城下に法美川の末、袋川を引き、是を城外の要害⁽¹³⁾」とするなど郭内の整備、とくに防御面に重点をおいた城郭の整備がおこなわれた。

天正九年宮部善祥坊が鳥取城主となる。宮部氏は久松山腹の「松の丸」の城主居館を山ろくの「二の丸」（現、鳥取県立博物館付近）に移し山下の丸の整備をおこなった。山下の丸は堀で囲繞されていたらしく、関が原の戦で西軍に属した宮部勢を東軍方が攻めた「鳥取城下の合戦」を『因幡民談記』は「寄手も心易く攻入らず、さりととも何分寄手は大勢なれば、堀際へ詰寄り内に入らむと進み⁽¹⁴⁾」と記している。山下の丸を囲繞する堀以外にも『鳥府志』に「今の百軒長屋の地へ古堀の有し事は現然と『古図』に見えたり、恐くは古代当城の外構の跡なり⁽¹⁵⁾」とも記されており、山下の丸南辺から湊川まで東西に延長した堀も存在していたことが推定できる。

城下町は、文祿二年（一五九三）の「高麗水」と呼ばれる洪水の記録に「平地の村里、城下に家作りし所は、遁るべき様なかりけ里⁽¹⁶⁾」とか、関が原の戦の時の「鳥取城下の合戦」に「寄手次第に攻寄せ、勢を分け町屋へ押入れば、出張りける城内の勢、町を捨て曳き入り城内へ籠りける⁽¹⁷⁾」などの記述もあり、湊川と「百軒長屋の古堀」を総構とし、その内側に発達していたものと考えられる。町割などの詳細はわからないが、町屋居住者に石井宗徳・長空の兄弟、山崎屋などの富有の者、魚屋七衛門、何屋源兵衛などがあり⁽¹⁸⁾、武家屋敷と町屋が混在していたものと推定される。

関が原の戦後の慶長六年（一六〇一）池田長吉が因幡国邑美・法美・巨濃・八上郡の四郡六万石で鳥取城に封ぜられた。鳥取での池田長吉は、山上の丸・山下の丸の大改修、内堀の改修や外堀（総堀）の開削など、とくに城下町の防衛面の強化をおこなった。

山上の丸、すなわち久松山上の本丸の天守は、三重八棟造りであったが、高山の山頂にあるので風の為にゆがみが多くなり、一旦取崩し新に二重に作られた⁽²⁰⁾。また、山下の丸の城主居館を近世にも踏襲される「二の丸」に移し

た。さらに「天球丸」を新築し、「三の丸」を拡張するなどの「住居の城」に大改築をおこなった。

山下の丸を圍繞する内堀も、東南へ延長して掘りひろげ幅十六間、長さ三町五十間(21)に拡張した。そして、新たに鳥取城下の総構として「塘たうを築き、堤の外に(惣)堀(22)」を掘った。惣堀(近世では、その構築法から「葉研堀」、その堀に郭内と郭外を結ぶ門がつくられたので「惣門」と呼ぶ。)は、現在の栗谷付近から掛出町を西へ延び、鳥取市役所付近を南北に限るもので、掘り上げた土でその内側に防御土手を築いた。土手には柳が植えられたので「柳堤」と呼ばれた。

城下町は内堀と惣堀の間で、宮部時代に比べれば、惣堀の開削により南西側へかなり拡大された。また、この地域には大手通りの中町(京町)筋、その南に鰻町筋、北に与次右衛門町筋の東西に走る三本の幹線街路と、それらに直交する南北道で町割がおこなわれた。南北道筋の町は、鰻町筋の南側に八百屋町、鰻町筋と中町筋の間に大手側より豆腐町・魚町・青嶋町、中町筋と与次右衛門町筋の間に丹後町などが所在した。このほかにも鷹匠町・八軒屋町・桶屋町・餌差町・岡町・大工町・鍛冶町なども所在していたと伝えられる(23)。これらの町はその町名が示すように大部分は商工業者の町であるが、明確な所在地ははっきりしない。

武家屋敷は山下の内堀の内が中心であったが、宮内・湯所口、さらに少々は町屋にも混在しており(24)、内堀内に侍町が所在する内山下、町家と武家屋敷が混在する近世初頭の形態がみられる。

(二) 近世の城下町

元和三年(一六一七)姫路城主池田光政は因幡・伯耆三十二万石の領主として鳥取へ配転された。寛永九年(一六三二)岡山藩主池田光仲との国替がおこなわれ、その後明治維新まで池田氏の治下となる。

近世鳥取の城下町建設の基盤は光政によるが、その完成は光仲入部以降となる。したがって、ここでは元和から明治までの約二百五十年間を、同時視的にあつかうことにいささかためらいを感じるが、「近世の城下町」として考察する。

姫路での池田光政の所領高は五十二万石であったので三十二万石の鳥取への転封は、①実質上の減封で「家中へ宛行ふべき地不足²⁶⁾」のため俸祿の配分方法、②鳥取の城下町が小規模であるため、大家臣団が「城下に住居し難い²⁶⁾」など問題を引き起した。

①については、物成免を実質三分六厘と据えおき、名目だけ六分に増税した。そうすることによって実質三十二万石を名目五十二万石とした。しかし、家臣への配分は姫路どおりにおこなったので、家臣にとっては減俸となり名目俸祿の約六一%の実収となった。

②については、新しい居城地の選定も考えられた。居城候補地は鳥取のほかに、因幡国高草郡布施古城跡、伯耆国の米子城・倉吉・久米郡茶臼山であった。その選定状況を『因幡民談記』は次のように詳述している²⁷⁾。

当国高草郡布施の古城は、昔山名家当国守護の古地にして、其地背後に大池を構へ要害最もよろしくして、海口へも程近かり、前には茫々たる田野ありて、町小路を作るに狭からず、依て此処を可然となすと云ふ議も有りけれども、此処も久しく退転せし草萊の古墟なれば、三年五年に全備すべからずとて、此議も遂に止みしとかや、又伯州にて米子は尤も地利よく、事に当りて自由の所なれども、兩國辺端なれば此処は難成、又倉吉は山奥にて国主鎮座の処ならず、久米郡茶臼山は地形尤も宜しければ、此処を用ひられんかとして、已に広狭を積り繩張せられけれども、此処も新地なれば俄に取立つること成りかたしとて、結局鳥取を広め用ひるへきに決しけり。

元和四年（一六一八）の一月と二月の農閑期に限って、因幡・伯耆の全農家に「棟役」として、城下町拡張工事が

課せられた。

工事は、まず鳥取城総構となる「新川（袋川）」の開削からはじめられた。袋川は「もとの湊川の辺より四丁計西南の田土へ出し、上は下吉方の松か崎と云ふより、平田の辺り今の出合橋の本迄十四五町か間、河幅七間底三間半に掘り下げた⁽²⁸⁾」。掘り上げた土で袋川の内側に防御土手を築き、竹を植えて総構の要害とした。防御土手の内側には幅二間の「武者走り」を設けた。

袋川開削の結果、侍町として、内堀と惣門の間、久松山ろくの江崎・湯所、袋川の防御土手内の端々の地域があてられた。したがって、惣門内に在った町家はみな撤せられて、惣門と袋川間の地域に移され、新しい町屋が割られた。新しい町屋は、袋川の川底を深く掘り、その土石で町屋造成をおこなったが、土石で埋め立てられない場合は、木材を打入れ⁽²⁹⁾て埋め立てねばならないほどの低湿地帯であった。

侍町と家臣団の配置 寛政七年（一七九五）ごろの鳥取の「侍自分屋舗町外町家」の総計は六千八百軒余りである。このうち武家屋敷は「山下侍屋并領地六百軒高、但し惣門内万石以下百三十軒余、惣門外千石以下四百三十軒余、川外四十軒余⁽³⁰⁾」、このほかに小者、足輕などの軒数はさらに多かったが詳細はわからない。

侍町には町名は定められていなかった。したがって、惣門内では大名小路・新道、江崎付近では寺町・馬場町・上の町・中の町・御弓の町・榎の町・庖丁人町・辻壳・掛出し・栗谷、湯所付近でも上の町・中の町・喧嘩屋敷、そのほか袋川に設けられた「イトバ⁽³¹⁾」によって、「何々イトバ」などの地名・街路名で俚称された。

侍町の武家屋敷には、家老以下おもな家臣に貸与される「拝領屋敷」、小身の藩士に貸与される「御貸長屋」がある。屋敷や長屋は藩主から貸与されるもので、その貸与に際して城下町内の家臣団の配置も考慮された。

第1表 近世鳥取藩の祿高百石以上の家臣の祿高別人数表

数 祿高	年 寛永10年 (1933)		元禄7年 (1964)		慶応3年 (1836)		明治2年 (1869)	
	人 数	比 率	人 数	比 率	人 数	比 率	人 数	比 率
1,500石以上	14	3.1%	15	3.0%	15	2.9%	19	3.5%
1,000~1,500未	29	6.5	29	5.8	20	3.9	15	2.7
500~1,000未	69	15.3	66	13.3	69	13.1	72	13.1
400石代	38	8.4	42	8.5	28	5.4	28	5.1
300石代	101	22.4	113	22.8	77	14.8	81	14.7
200石代	131	29.6	162	32.7	176	33.9	197	35.8
100石代	66	14.7	68	13.7	134	25.8	138	25.1
計	450	100	496	100	519	100	550	100

(注) 上記各年の「組帳」より作成。寛永10年・明治2年は財田裕氏による。

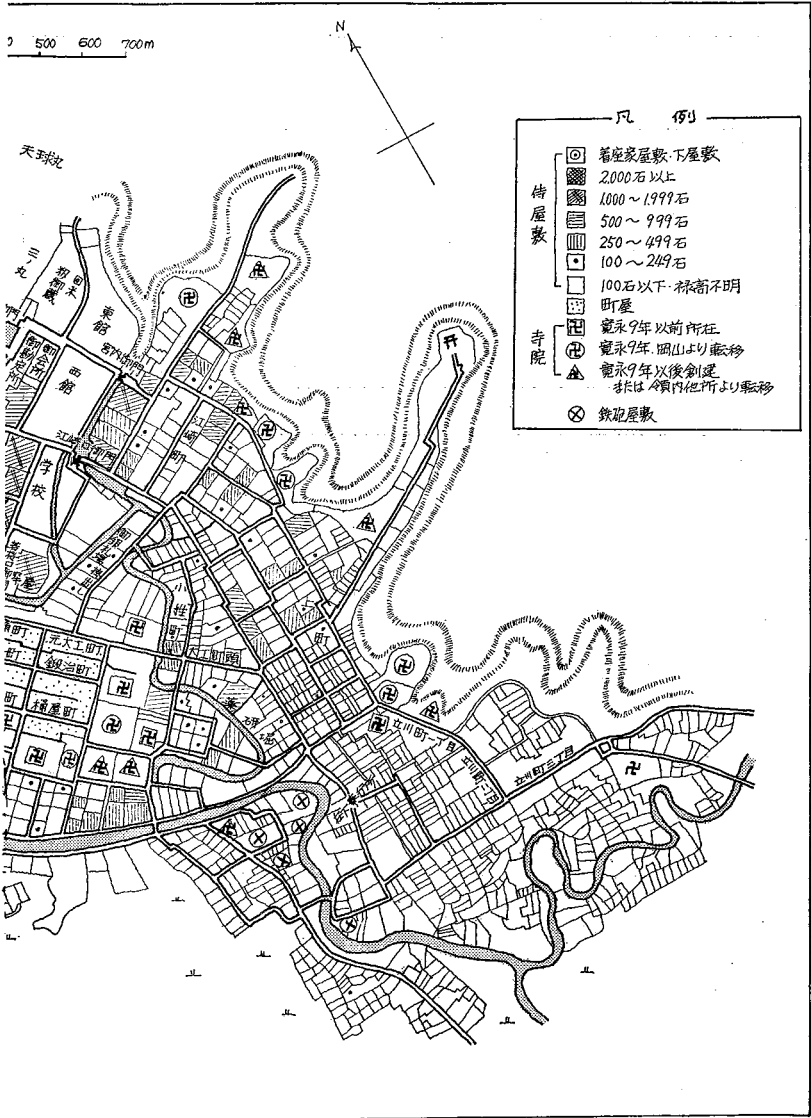
家臣団の配置は、おおむね軍式にともない各持口に応じて配置され、しかも、物頭以上の家筋、又は特別の任務を有するものの居屋敷は藩政期間あまり変更がなかった⁽³²⁾。『因府録』は、家臣団の屋敷配置を次のように記述している⁽³³⁾。

御城下の屋敷割は御陣営のおもむきにてなされ候事の由、御知行の多少に依つて夫々に相当の屋敷を割て被下候也。七口の惣門内大手智頭口等、覚召の組頭・物頭ども差置被遊候由。御城下は御着座中屋敷にて組頭・物頭惣士に至り何れも鳥取府中に居住して、各在所へ住居の者なし。(後略)

以上の史料によっても、家臣団の計画的屋敷配置が考察できるが、さらに詳しく検討するため、安政四年(一八五七)の「鳥取御城下全図」(鳥取県立博物館蔵)と慶応三年(一八六七)の鳥取藩の「組帳」を検討した。⁽³⁴⁾

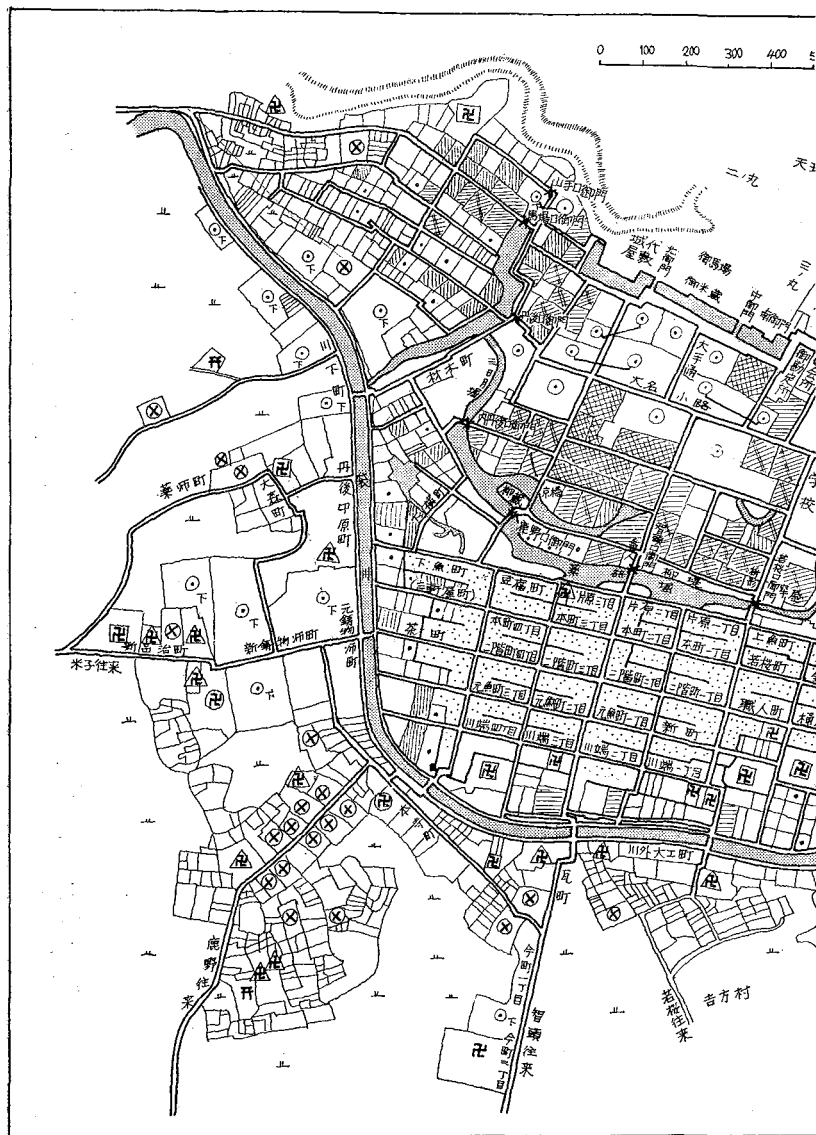
慶応三年の「組帳」による祿高百石以上の侍は五一九人である。しかし、「鳥取御城下全図」に明記されている氏名と合致するものは、その約三分の一の一七四人である。そこで、一七四人の格式や祿高と屋敷配置との関係を考察する。

鳥取藩における最高家臣に「着座」と呼ばれる十家がある。鳥取藩



下町図

寺院配置は『鳥取市史』（昭和16年）刊により筆者復原。



第1図 鳥取城

(注) 安政4年「鳥取御城下全図」原図。侍屋敷配置は慶応3年の「組帳」

の家老職の補任は「此格式の者に限られ、軍式上は旗頭として一隊の将⁽³⁶⁾」となる家筋のもので「御十家」・「十家老」と呼ばれた。十家のなかで米子・倉吉・松崎・八橋・浦留・船岡に陣屋を設け「自分手政治」のゆるされた六家を「上六家」、残る四家を「下四家」と呼んだ。「上六家」の祿高は一万五千石～四千石で鉄砲各五十挺があづけられた。「下四家」の祿高は三千石～二千二百石と鉄砲各三十挺で、「上六家」と格差がもうけられていた。屋敷配置においても、上六家は内堀に面する大手前で、最も城郭に近い「大名小路」の内側の地域、「下四家」にはその外側の地域があてられた。

着座につぐ番頭は「藩に於ては士を組に分ち番頭に預けらるる故に、又之を組頭とも云い⁽³⁶⁾」、「証人上」・「譜代」・「平番頭」の三種があった。「証人上」は「御国替当時、幕府に証人を差出したる家筋⁽³⁷⁾」で祿高は三千五百石～二千石の四家で、着座家の外側の配置となる。「譜代」は証人につぐ番頭で、「御家旧しき家筋として古くより札馬⁽³⁸⁾」され、祿高も二千石～千石の七家がある。「平番頭」は証人上・譜代を除いた他の番頭で、祿高は千五百石～五百石の九家がある。譜代・平番頭は、証人上のさらに外側で、とくに江崎下惣門・若桜街道惣門・智頭街道惣門・鹿野街道惣門・内丹後惣門・丹後口惣門・湯所上惣門など「七口」（惣堀に設けられた九か所の門を総称して呼ぶ）付近の要地に配置された。

一般の武士で祿高五百石以上が四十人ある。そのうち、祿高七百石以上が十七人、祿高七百石未満～五百石が二十三人である。前者の屋敷のほとんどは惣門内の侍町に配置されているが、後者のそれは惣門内に配置されているものは少ない。惣門内の侍町は祿高七百石以上の家臣の屋敷を中心に割られ、それ以下の家臣の屋敷の大部分は、総構である袋川に架けられた若桜橋・智頭橋・鹿野橋の「御門」付近や、湯所・江崎の侍町の要地に配置されている。

祿高五百石未満し百石は百三人である。百三人の屋敷の大部分は湯所・江崎の侍町に在るが、町屋の外縁部の「武者走り」沿いに配置されているものも少くない。

以上のとおり家臣団の屋敷配置は、山下の丸の城主居館を核として、格式や祿高の多いものが内側、少ないものは外側に同心円状に配置されている。しかし、郭外を連結する「七口」や総構の「御門」などの要地には周辺より高祿の家臣が配置されている。

町屋と町名

元和四年（二六一八）袋川の開削で新しく割り切られた町屋は、「小路は割りけれども、俄に住する

人もなく、みな明地のみにして爰彼まはらに家ぞ建^{こかむ}」⁽³⁹⁾とられているにすぎなかった。しかし、寛永のころになると「町数合四十町、家数合千六拾三、間数合五百拾三間半⁽⁴⁰⁾」、安永七年（二七七八）には「町数合四十九町、家数合三千四百拾九軒⁽⁴¹⁾」に増加した。第2表は町ごとの軒数を示したものである。寛永十一年から安永七年までの百三十六年間の軒数を検討すると、次の三地域の増加率が著しく高い。

その一は本町・二階町の町屋中心地域である。本町には「町政も司どる町会所もおかれ、御用職人其他細工人等多く連なり、町屋の根元⁽⁴²⁾」である。二階町にも「藩営の塩座あり、これまた賑はしき所⁽⁴³⁾」であり、城下町のシビツクセンターである。

その二は鹿野町・下横町・材木町などの町屋北西地域である。この地域は寛政七年（一七九五）「乙卯水^{おとつる}」洪水で城下町が冠水したとき、「鹿野街道羅門柳倉前七尺八尺、湯所下ノ羅門ノ外七尺八尺、丹後町羅内ノ外八尺九尺⁽⁴⁴⁾」の記録がみられる。もっとも侵水の激しかった低湿地域であり、埋め立てによる宅地化が進行したためであろう。

その三は瓦町・品治町・元鑄物師町・大森町の総構外の地域である。上方往来・伯耆街道・伯耆中道など鳥取と藩

第2表 鳥取の町屋における町ごとの家数

年 数 町	寛永11年 (1634)		安永7年 (1778)		増加指数	明治5年 (1872)
	軒数	備考	軒数	備考		
元大工町	40		77		192.5	70
上魚町	41		69		168.2	86
片原一丁目	13	掛作裏ナン7	30		230.7	38
同二丁目	15		27		180.0	38
本町一丁目	23		50		217.3	52
同二丁目	18		71		394.4	89
若桜町	23		76		330.4	67
鍛冶町	29		94		324.1	72
桶屋町	33		112		339.3	82
職人町	28		79		282.1	77
二階町一丁目	19		69		363.1	82
同二丁目	21		65		309.5	58
新町	37		90		243.2	83
元魚町一丁目	28		47		167.8	54
河端一丁目	37		72		194.5	77
同二丁目	37		63		170.2	73
江崎町	39	懸作裏ナン8	156		400.0	180
川外大工町	40		93		232.5	92
瓦町	14		63		450.0	161
品治町	14		115		821.4	765
小計 20町	156		1,518			
片原町三丁目	12	掛作裏ナン6	28		233.2	41
豆腐町	32		52		162.5	66
下魚町	43	懸作裏ナン3	83		193.0	63
下片原町	14		79	改鹿野町	564.2	83
本町三丁目	19		68		357.8	80
同四丁目	21		195		420.0	102
三軒屋町	4					34
二階町三丁目	24		66		275.0	59
同四丁目	21		52		247.6	59
茶町	26		52		200.0	87
元魚町三丁目	30		57		190.0	55
同三丁目	36		85		236.1	85

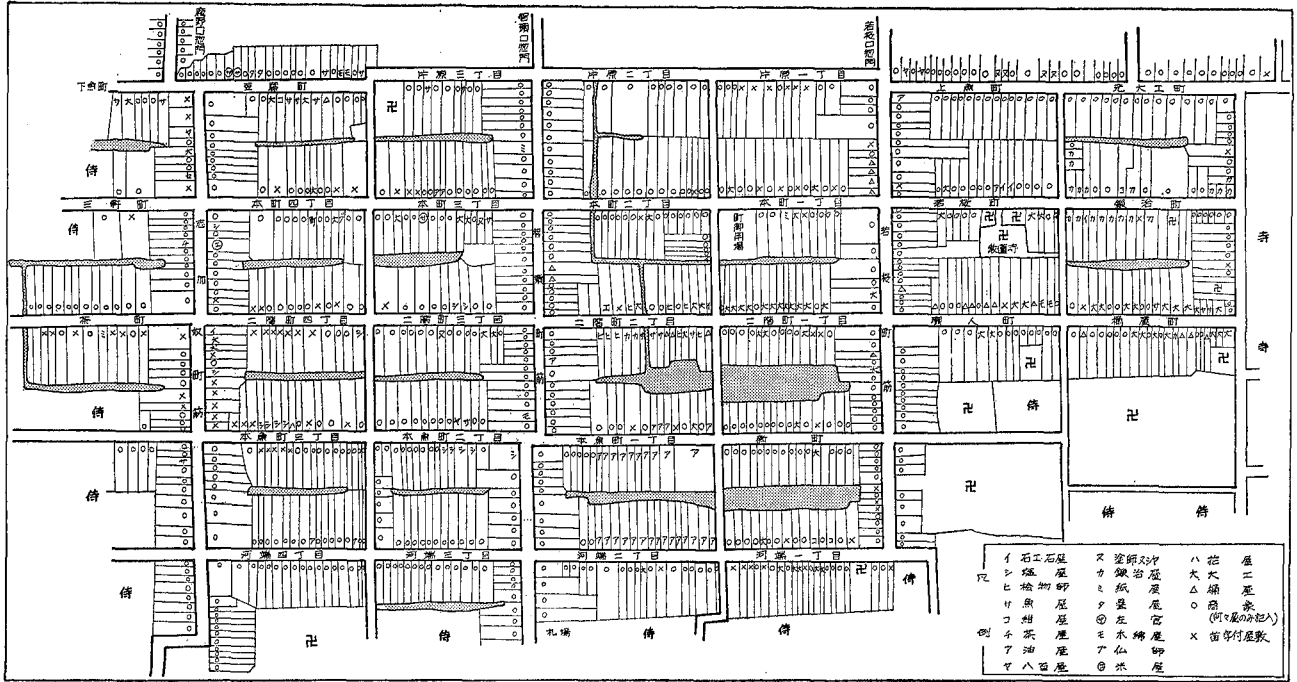
81 近世鳥取藩の城下町

年 数 町	寛永11年 (1634)		安永 7年 (1778)		増加指数	明治 5年 (1872)
	軒 数	備 考	軒 数	備 考		
河端三丁目	27		63		233.3	72
同 四丁目	45		104		231.1	117
材木町	25		101		404.0	95
丹後片原町	51		101		198.0	—
元鑄物師町	14		45		321.4	—
新鑄物師町	22		38		172.7	131
玄忠寺横町	13		64	改 下 横 町	492.3	65
大 森 村	12		43	大 森 町	358.3	34
小計 20町	499		1,286			
立川町一丁目			71	立川村が元禄 11年に編入さ れ立川町とな る 慶安のころ誕 生 元禄年誕生		84
同 二丁目			110			110
同 三丁目			50			72
上 町			115			237
薬 師 町			38			84
川 下 町			50			85
今町一丁目			63			
同 二丁目			53			
新 品 治 町			65			
計 49町	1,063		3,419			

(注) 寛永11年は『因幡志』安永7年は『鳥取藩史5』より作成、
増加指数=安永7年、寛永11年×100

領内主要地を結ぶ交通路の出発点で、人・物資・文化の発着点でもあり、新しい市街域形成の著しい地域である。

ところで、町屋の街路のなかで若桜街道・智頭街道・鹿野街道の三路の幅員は広く、諸商が密集した。もつとも繁華なのは大手筋の智頭街道で、鹿野街道がこれにつき若桜街道ははるかに劣った(45)。このほかにも鹿野街道の袋川を渡る両側の地域はにぎわった。この地では五日宛袋川の内・外交代で朝より青物市が立ち、近在のものが農産物のほか、鮒・鮓・鰻・鱈・海老などの魚類、鳥獣の肉類、小間物、小道具、植木、草鞋など日用雑貨にいたるまで商い



第2図 町屋主要地域の屋敷割と職業別図

(注) 正徳5年「鳥取市街大切図」を原図とし筆者復原

にやってきました(46)。

一般に町屋は職種による地域分化や町割がおこなわれ、町名もそこで主として営まれている職種を表示しているものが多い、鳥取の町屋も、正徳五年(一七一五)の「鳥取市街大切図」(以下「大切図」と略す。鳥取県立博物館蔵)・文政十年(一八二九)の『鳥府志』などによると、「鍛冶町」には「冶工等軒を連ねたり」とあるように鍛冶屋十七軒、「桶屋町」も大工十五軒・桶屋三軒・指物師一軒が検出できる。しかし、「上魚町」・「元魚町」には魚店が多くない。「上魚町」は享保五年(一七二〇)の火事以前は魚店も多かったというが、「大切図」では塗師屋四軒、八百屋二軒、そのほかは肆店となっている。「元魚町」も「元魚町一丁目」で油屋十四軒・大工一軒、「元魚町二丁目」で塩屋四軒が検出され「魚町」Ⅱ「魚店の町」とはならない。しかし、「元魚町三丁目」には、「大切図」では検出できないが、料理屋が軒をつらねいろいろの魚類をくずして竹輪に加工する業者が多いという。「豆腐町」では豆腐製造業者は少なく、畳職人の多い町であり、「川端三丁目」も町名だけでは判断できにくい。また、「鳥取における宿屋は其初は町内各入口に散在していたが、慶安年中より川端三丁目、四丁目に限られる(46)」ようになった。このように町屋の町名とそこで営まれる職種と結びつかないものがかかなり多い。これは池田光政による元和の町割や町名を、寛永九年転入した池田光仲もそれを原則的に踏襲したためである。しかし、そこに配置された人々の職種は、完全に元和と同じ職種の人々とはかぎらず、町名とそこで主として営まれている職種に差異が生じたのである。

寺院配置

安政四年の「鳥取御城下全図」で城下町に四十八寺を検出することができる。これらの寺院を④寛永九年(一六三二)池田光仲の入部以前から所在していたもの。⑤寛永九年池田光仲の入部にもなつて岡山から転

移してきたもの。◎寛永九年以後の創建、または鳥取藩領内の他地域から移転してきたものに分類すれば(48)、㉑に属するものが十一寺院、㉒に属するものが九寺院、㉓に属するものが二十八寺院となる。これらの寺院の所在分布は第1図に示すとおりであるが、概観すれば、㉑は総構内の南東部の寺町、湯所・立川・伯耆街道などの要地に所在しているものが多く、池田光仲による元和の城下町建設のとき、計画的に配置されたことが推定される。㉒は湯所・江崎・吉方などの静寂な山すそ、㉓は総構外に所在するものが多い。すなわち、城下町鳥取の都市計画にもとづく寺院の防衛的配置は元和の池田光政の町づくりにより、寛永九年以降は大規模な都市計画による寺院の防衛的再配置はおこなわれず、それ以前のを踏襲したことが考察できる。

二、城下町・陣屋町米子

近世の米子には米子城が所在した。したがって、城の所在からは城下町に分類できる。しかし、近世鳥取藩は家老荒尾氏に陣屋を開設させ「自分手政治」をおこなわせた。したがって、陣屋所在地から陣屋町とすることも可能である。

近世米子城の建設は吉川広家にはじまる。吉川広家は、毛利元就の孫で、天正十九年(一五九一)安芸・隠岐・出雲(三郡)・伯耆(三郡)の十一万石を所領とし、安芸国新莊から出雲国富田城へ入城した。まもなく富田城から米子へ居城を移すが、その事由を示す次のような史料がある(49)。

伯州米子の事

天正十九年広家公雲州富田御入城被成候、其後富田城は山奥にて、雲州之内所々御見立被成候得共、御心に不応、其後同国八幡

山御普請被仰付候得共、是も心に不叶：伯州米子と申所勝地にて：御取立に成った。

以上の史料から推定すると、軍事的要因を重視した中世的な富田城から、政治・経済・交通的要因を重視した近世的な米子へ居城を移したものと考えられる。

関が原の戦後、吉川広家は周防国岩国へ転封となり、慶長五年（一六〇〇）中村一忠が伯耆十八万国の領主として米子城に配された。中村一忠は、しばらく伯耆国尾高城に滞在し、米子城を修築完成し、慶長七年（一六〇二）に入城したと伝えられる⁽⁵⁰⁾。

慶長十四年（一六〇九）中村一忠は急逝し、中村家断絶、慶長十五年（一六一〇）加蔵貞泰が六万石で入部した。その後、元和三年に因幡・伯耆三十二万石が池田光政、寛永九年には池田光仲の所領となる。光仲は、米子城に家老の荒尾氏を配し「自分手政治」をおこなわせた。しかし、米子城における荒尾氏は大名的待遇であったようで『因府録』は、三代將軍家光に召され「米子の城を荒尾内匠助に御預なさるる旨仰出され、尤も小身にては修覆等行届くまじく候間、主人（藩主池田氏）より致遣し候様にとの御下知⁽⁵¹⁾」があったと記している。

米子城の完成や城下町づくりは中村氏によるところが多い。中村氏の米子城構築は慶長六年（一六〇一）からはじめられた。『伯耆民談記』は、米子城構築を「或説に小鷹の城を転じて此地へ移すともいい、又倉吉打吹の城を此地へ引移せるなりとも云ふ⁽⁵²⁾」と記している。しかし、すでに述べたように、米子城は吉川広家によって構築がはじめられた。また、小鷹（尾高）城には、米子城が完成するまで、中村一忠が居城していたとされている。さらに、倉吉打吹城移転も、大規模な城郭資材の運搬などを考えると、『伯耆民談記』の記述の真偽は判然としない、おそらく、吉川広家により構築なかばであった米子城を中村一忠が完成したのであろう。

城郭と侍町・武家屋敷の配置

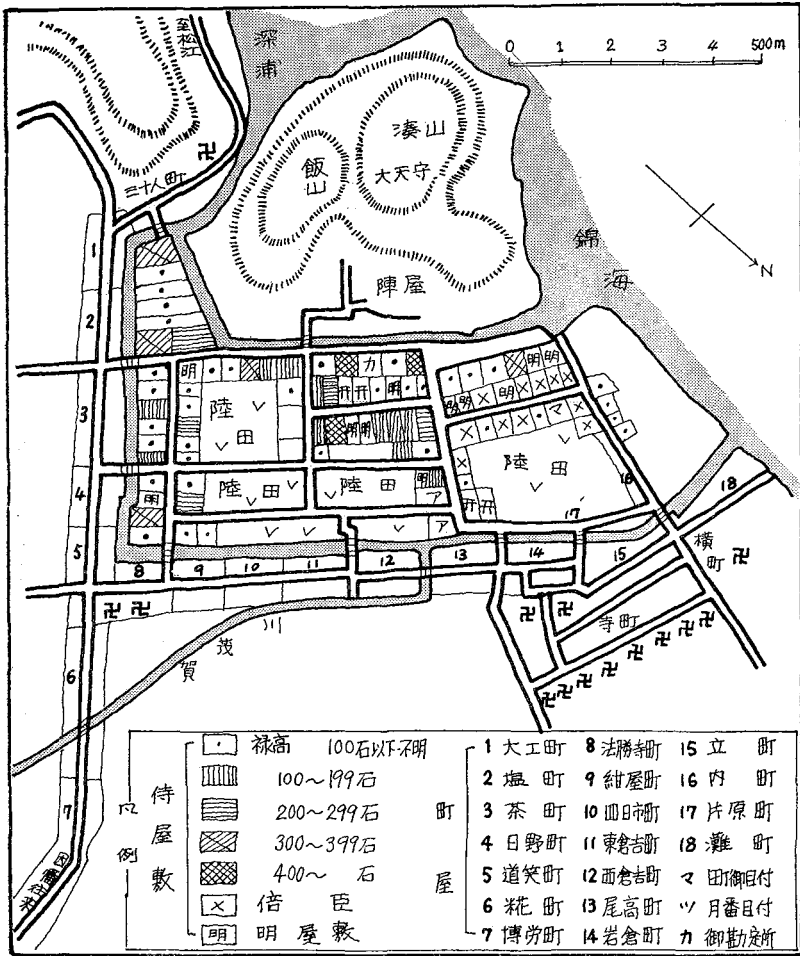
米子城は標高約九十米の湊山の山上である。城は「湊山久米城」と号し、「西の尾崎を内膳丸と名づけ、東の方飯山を采女丸と名づく、本丸に左右して、掎角の勢をなせり、本丸に五重の天守閣四重の櫓あり、此丸に城主の殿閣を建て、城壁百間余り、三門が開かれ⁽⁵³⁾」ていた。このほか三の丸・出丸などの曲輪もあり、寛永九年以降、荒尾氏の陣屋は湊山山ろくの二の丸におかれた。

濠には内堀と外堀があり、それらの間の郭内に侍町、外堀外の郭外に町屋が割られた。内堀は、享保五年（一七二二）の「湊山金城米子新府」（『米子市史』所収絵図）より推定すると、現在の米子市営湊山球場・日の丸自動車会社敷地前を経て深浦に至る湊山を圍繞するものである。堀の幅は約二十二間⁽⁵⁴⁾、現在はその大部分が埋められて道路となっている。外堀は灘町から愛宕山下まで掘られ、現在でも、北西部は賀茂川の一部として残存しているが、南東部は埋められて道路となっている。

近世米子の郭内は、中村氏時代の侍町である。陣屋開設後も武士の居住地として東町・中町・西町の三町にわけられ「チョウ」と呼ばれた。「チョウ」には鳥取藩から派遣された「米子組士」と、陣屋主荒尾氏の家臣である「陪臣」が居住していた。「米子組士」の数は「約五十五人、時により多少の増減あり、外に御徒士以下足軽若干宛」の記録もある⁽⁵⁵⁾。「湊山金城米子新府」では組士屋敷四十四、陪臣屋敷十、合計五十五屋敷を検出することができる。これらの屋敷は、陣屋正面の東町・中町に大多数の組士屋敷、海に近い西町に陪臣屋敷が集中して所在している。

元祿七年（一六九四）の鳥取藩の「組帳」によると、「米子組士」の最高祿高は八百石、最低祿高は四拾俵である。これらのうち祿高百石以上の武士の屋敷配置を検討すると、陣屋正面付近には祿高二百石以上、郭内と郭外を結ぶ惣門付近には祿高四百石〜二百五十石の高祿の武家屋敷が配置されおり、すでに述べた鳥取の武家屋敷の配置と同

第3図 近世米子城下町図



(注) 侍屋敷の配置は享保5年「湊山金城米子新府」, 「米子御城下之図」元禄7年「組帳」により筆者復原

じように、ルーズな形態ではあるが高祿のものが内、低祿のものが外となる同心円状配置が考察される。

町屋と専売制

近世米子の町屋は「マチ」と呼ばれる。町屋の寛延二年(一七四九)の町数は十八町、家数千二百三十八軒である(6)が、寛政(一八

五四(六〇)末年には家数三千戸、人口八千三百四十五人に増加する⁵⁷⁾。十八町とは糒町(新町、一八五)・博勞町(一六八)・道笑町(道正町、一三〇)・日野町(一一一)・茶町(一一五)・塩町(八八)・大工町(一〇三)・法勝寺町(法性寺・法正寺、一〇九)・紺屋町(一二七)・四日市町(九二)・東倉吉町(二〇六)・西倉吉町(一二〇)・尾高町(一〇八)・岩倉町(一四四)・堅町(二九〇)・灘町(一九四)・内町(一三四)・天神町(片原町安政四年現町名ニ改ム、一五五)で、明治五年(一八七二)の戸数は二千四百八十九戸となる⁵⁸⁾。これらのうち法勝寺町は会見郡法勝寺、日野町は日野郡江尾、尾高町は会見郡尾高、東・西倉吉町は久米郡倉吉、岩倉町は桑郡岩倉、四日市町は戸上など、元和元年(一六一五)の「一国一城の令」以前の伯耆国内の小城下の人々を、中村氏時代に集住させたことにはじまると伝えられる⁵⁹⁾。

藩政期の米子の御銀札場は堅町、御会所は紺屋町、鉄会所は内町に設けられ経済の中心をなしていた。また、「マチ」には専売制が認められ職能による地域分化がおこなわれていた。専売制は、内町の刻煙草、灘町の高産物、法勝寺町の唐津物・古物商、紺屋町の野道具・傘、四日市町の鍛冶屋、東倉吉町の太物・呉服・小間物・置屋、西倉吉と尾高町は呉服・太物・小間物・畳表・ゴザ、岩倉町の昆布・乾物、堅町の傘油・糸車・柄杓・弁当箱、茶町は大工・左官、塩町は舟稼・蔵仲士、大工町の日備、糒町の牢番、博勞町の牛馬市・博勞などである⁶⁰⁾。「マチ」では専売権を得たものから収益の一部を口銭として徴集した。口銭は「町録」とよばれ町内の公共の費用にあてられた。

藩政期の米子には二十二寺院が所在している。それらの中の十寺院は市街地北辺の寺町に集中し、ほとんど一直線上に所在する。藩政期の米子においては、寺院の再配置などの都市改造は推定できないので、城下町建設のときの防衛的配置であらう。

三、陣屋町倉吉

倉吉の城は打吹城うちぶきという。打吹城は延文年間（一三五六～六〇）伯耆国守護山名時氏の嫡子師義が、倉吉の北の内城より移り築城したことにはじまる⁽⁶¹⁾。その後、大永四年（一五二四）尼子氏のために落城、天正八年（一五八〇）吉川元春により再興が図られたが、天正十五年（一五八二）伯耆国羽衣石城の南条氏の持城となった。関が原の戦後、伯耆国は米子城の中村一忠の所領となり、打吹城には城番がおかれた。寛永九年（一六三二）池田光仲が因幡・伯耆三十二万石の領主となると、倉吉には家老荒尾氏を配し「自分手政治」をおこなわせた。

城郭と侍町・武家屋敷の配置

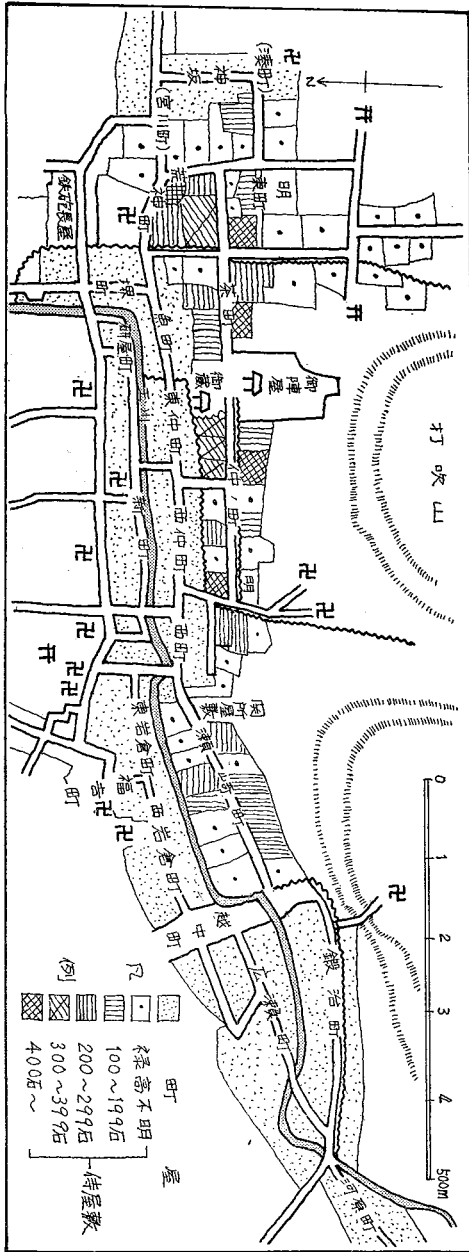
打吹城は北や西を小鴨川、東を竹田川に限られた標高二百八米の打吹山上である。曲輪には大手を北とする本丸・二の丸（備前丸）・三の丸（越中丸）・小鴨丸・南条屋敷がある。

城郭を圍繞する堀は現存しない。しかし、『伯耆民談記』は「天下一統の命によりて当城も石垣を崩し、堀を埋め、廢城となれり⁽⁶²⁾」と記しているが、その明確な位置はわからない。倉吉の地籍図に領主居館地を推定させる「殿屋敷」の地名が打吹山ろくの倉吉市役所付近で検出される。領主居館を圍繞した内堀がその付近に掘られていたものと推定できる。

草創期の打吹城下の集落の存在ははっきりしない。『倉吉町誌』は、倉吉は「天文十三年（一五四四）八月の大洪水で被害をうけた田内城の城下町・見日町みひかより被難民を迎へて創設した⁽⁶³⁾」と記述している。しかし、打吹城草創の延文年間から倉吉が創設されたとする天文十三年までの約百七十年間集落が未発達であったとは考えられない。城郭下には何らかの集落が存在し、さらに「見日町」の人々の移住によって倉吉の基礎ができあがったと考えるべきであ

ろう。

打吹城に守護山名氏が居城していたころ、また、伯耆国羽衣石城主南条氏の持城であったころの倉吉のようすも判然としない。わずかに、天正十年（一五八二）ころの倉吉を『伯耆民談記』は「竹田川と小鴨川に挟まれた東西に細長い地域に、領主の屋敷を中央にして、左右に士の屋宅連綿とし、その外面には市町をおき、寺院は廓外に並立して一国の鎮府(64)」のようであったと伝えている。



第4図 近世倉吉陣屋町図

(注) 明治4年「倉吉町市中絵図」原図、侍屋敷の配置は寛延頃「倉吉陣屋絵図」、寛永19年～延宝3年「倉吉万日記」、元禄7年「組帳」により筆者復原。

近世の倉吉については「倉吉御陣屋絵図」（鳥取県立博物館蔵）でそのアウトラインを知ることができる。それによると倉吉陣屋は現在の倉吉市立成徳小学校の位置である。

武家屋敷は東の湊町・神坂（住吉町）から仲ノ町・葵町・東町、西の瀬崎町の地域に分布し、その数は六十三を算出することができる。また、寛延二年（一七四九）には「侍屋敷七拾九軒、内四軒明屋敷⁶⁵」の記録もあり、常時は七十名位の武士が居住していたものと推定できる。これらの武士の数は、藩から派遣される、いわゆる「倉吉組士」と、陣屋主荒尾氏の家臣の「陪臣」を合わせた数である。元禄七年（一六九四）の鳥取藩の「組帳」での「倉吉組士」の数は四十七人となっており、「陪臣」の数は二十人位と推定される。

また、元禄七年の「組帳」、「倉吉万日記」（鳥取県立鳥取図書館蔵）による「倉吉組士」の最高祿高は四百石、最低祿高は拾四人二十六俵である。これらの武士のうち祿高百石以上のものの屋敷を第4図に示した。倉吉の侍町においても、陣屋付近の仲ノ町・葵町には祿高二百石以上、陣屋から離れた瀬崎町東町には祿高二百石、またはそれ以下の武士の屋敷が配置され、陣屋を核とする同心円状配置が考察できる。

町屋と屋号 寛延二年（一七四九）の町屋の家数は九百三軒で、次の十八町と横町二丁、裏町五丁とからなっている⁶⁶。

河原町（一六八）・小屋町（鍛冶町二丁目、六七）・鍛冶町（鍛冶町一丁目、一〇五）・ふくよし町（五六）・越中町（九六）・広せ町（六六）・岩倉町・岩倉町二丁目・岩倉町三丁目（東岩倉町、七一・西岩倉町、七五）・西町（四六）・西仲町（五二）・東仲町（六七）・魚町（六四）・新町（新町一丁目、六〇）・新町二丁目（八四）・新町三丁目（六八）・研屋町（五六）・横町（堺町一丁目、堺町二丁目、六三）である。

第3表 倉吉の町屋の屋号

町 屋号	鍛治町	鍛治小屋町	越中町	広瀬町	河原町	計
紺屋			2		4	6
油屋	3	1	1	1	3	9
檜物屋	4	1	2			6
茶屋	1				1	2
小鉄屋	1				1	2
鍛治(屋)	3				1	4
桶屋	1	1			1	3
魚屋	1					1
木棉屋 (地名等)			1			1
(地)苗字 ~の	26	25	47	37	59	194
苗字 の	11	5	8	13	9	46
名 の	2	1	1			4
計	52	34	62	60	79	278

(注) 弘化3年「倉吉岩倉町間数御図帳」により作成、「御図帳」記載の家数は301軒であるが、所有者が重複するもの、判読不能のものを除いたので、その差が生じた。

倉吉の屋町は東西に走る二条の街路に沿って発達している。屋町の中心をなす商業地区は東仲町・西仲町・西町をつらねる現在の「本通り筋」で、いまでも玉川沿いに土蔵群が立ち並んでいる。玉川以北の新町・研屋町は職人町である。

屋町における商工業の地域分化解明の手掛りとなる弘化三年(一八四六)の「倉吉岩倉町間数御図帳」(村田彰氏蔵、以下「御図帳」と略す)がある。「御図帳」はその表題どおり、鍛治町・鍛治小屋町(鍛治町二丁目)・越中町・広瀬町・河原町など屋町西縁地域の屋町の表間口の間数を記載したものであるが、町家ごとの居住者の氏名が明記されており、各町家の屋号を検討し表示したのが第3表である。第3表によると、全体的に肆店を想定させる「地名十屋」の屋号が多く、職人町を推定させる「鍛治町」などに鍛治屋が比較的少なく、町屋の職種による地域分化がほとんどみられない。

倉吉には七寺院がある。それらの寺院のほとんどは町屋東縁部に所在している。

近世の倉吉は陣屋を核とし、その周辺に侍町、外側に町屋、さらに縁辺部に寺院が所在する。都市形態からは城下町に酷似するが、近世の倉吉は大名居城地とならず、さらに陣屋開設後も大規模な都市改造は推定できない。おそろく、伯耆国羽衣石城主南条氏の持城であったころの都市形態が近世まで踏襲されたものであろう。

四、町割

鳥取 近世鳥取の城下町の町割は池田光政によった。光政は入部以前の町割を「一旦みな撤し、山上の本丸からみて町陰がなく人通りのみとおせる(67)」よう東西に走る三本の街路を基幹とする町割をおこなった。三本の基幹街路は、大手を起点とし西へ走る智頭街道、その北の鹿野街道、南の若桜街道である。町割はこれらの街路に並行、あるいは直交する街路で区画された方形ブロックである。安政四年(一八五七)の「鳥取御城下全図」をもとにその詳細の検討を試みる。

侍町の町割は、智頭街道・鹿野街道・若桜街道の東西に走行する三街路と、それに直交する「大名小路」などの南北路で区画された長方形ブロックである。そのおおよその長さは縦八十間、横百二十間の区画であるが、正確な長方形ブロックでなく一定していない。

町屋は惣門と総構の間の地域である。袋川(総構)土手の内側には幅二間の「武者走り」が設けられ、第一線には武家屋敷が配置された。その武家屋敷の内側から惣堀までの地域が町屋であり、町屋は武家屋敷で内包されている。

このような町屋の配置は、敵に包囲されたときの兵站地としての戦略的要因による。また、町屋の町割については、

『鳥取藩史』に「町区概矩形を成せり、之を町家に就いていへば、縦四十間、横六十間の矩形を一区画として（中略）この一区画内屋後に四間に二四間の空地を剰せり⁽⁶⁸⁾」と記述されており、町屋の町割は縦四十間、横六十間の長方形ブロックが基本型であることが知られる。慶安年間の「鳥取城下之図」・安政四年の「鳥取御城下全図」などの「城下町絵図」でも、智頭街道・鹿野街道の三街路とこれに並行する四街路、また直交する片原・本町・二階町・元魚町・川端の五街路で区画された長方形ブロックが検出できる。（第1図参照）各ブロックの中央付近には「悪水抜き（汚水集め）」と呼ばれる堀の存在もみられる。「悪水抜き」は町屋が低湿であるため、雨水などの排水を集め袋川に排出するために掘られた堀であるが、その掘り上げた土砂で低湿な町屋を埋め立てる目的ももっていた。

米子 藩政期の米子には都市計画による都市改造は推定できない。したがって、米子の町割は、元和三年池田光政の入り以前に城下町時代のものが踏襲された。（第3図参照）

侍町の町割は、陣屋正前とその左右を北走する三街路、それらに直交する三筋の東西道で区画された長方形ブロックである。「米子御城下図⁽⁶⁹⁾」を検すると、長方形ブロックの横辺は百二十二間、百四十五間、縦辺は四十五間、五十九間と一定していない。

町屋は外堀を外周する一筋の街路の両側に十八町が割られている。これは外堀を利用して、商品を直接にそれぞれの「マチ」へ搬入したり、「マチ」で生産された製品を搬出することができるように配慮したもので、外堀を防衛面だけでなく、運河として利用し、城下町の商工業の発展をねらった計画的都市づくりによるものである。また、町割は、明治四十五年の「米子市街図」で測定すると、各「マチ」とも横約六十間、縦約四十間の長方形ブロックで割られているものが多い。とくに四日市町・東倉吉町・西倉吉町・屋高町は明りようである。

倉吉 倉吉は、打吹山と小鴨川の間の東西に細長い地域に、東西に走る二条の街路に沿って発達した町である。(第4図参照)

侍町の町割は陣屋付近で部分的に二条の街路に並行する街路もみられ、それらの街路に直交する道路で区切られた長方形ブロックであるが、その区画は一定していない。

町屋の町割も、陣屋付近の玉川以南では、東西走する三本の街路と、それに直交する南北路で区切られ、縦に短く、横に長いおおまかな長方形ブロックである。また、明治四十五年の「倉吉町市街図(70)」で市街を走行する道路を検すると、玉川以北の南北道の間隔は約百九米で、その方位も市街地東方の水田地帯の条里地割の方位と大体一致しており、町割にも条里地割の一部がとり入れられた可能性がある。

以上のとおり、鳥取・米子・倉吉の町割は長方形ブロックが基本となっている。侍町における長方形ブロックは定形のもののみられない。侍町においては、まず防衛上街路を正確な直交状としなかった。つぎにそこに割られる武家屋敷の面積は格式や祿高と関係するので、一定の長方形ブロック内に割り切れない場合が多いなどの理由によるためであろう。

町屋においては、横辺六十間、縦辺四十間の長方形ブロックが卓越している。とくに近世、または近世初頭に町割のおこなわれた鳥取・米子は明りようであり、そのころの町屋の町割に共通するパターンであったことも考えられる。

五、屋敷割

祿高と武家屋敷面積

近世鳥取藩の武家屋敷は「拝領屋敷」とよばれた。拝領屋敷とは「家老以下主なる家中に

与えられる邸地にして、建築は各自の負担する所なり、其の交付の地積は格式・仕役によりて概一定の標準〔7〕が決められていた。その一例として、次のような『御家中御定』がある〔7〕。

「下屋敷覚え」

- | | |
|------------|--------------------|
| 一、四十間ニ百三十間 | 内匠(着座・米子・荒尾) 一万五千石 |
| 一、四十間ニ百間 | 志摩(着座・倉吉) 一万石 |
| 一、四十間ニ八十間 | 内記(着座・八橋・津田) 七千石 |
| 一、四十間ニ六十間 | 大隅(着座・浦留・鶴殿) 五千石 |
| 一、四十間ニ六十間 | 飛驒(着座・松崎・和田) 五千石 |
| 一、四十間ニ四十間 | 兵部(着座・船岡・乾) 三千五百石 |
| 一、三十間ニ三十間 | 内膳(番頭・黒坂・福田) 三千五百石 |
| 一、二十間ニ三十間 | 権之助(番頭・菅) 三千石 |
| 一、二十間ニ二十間 | 佐渡(番頭・安養寺) 二千石 |
| 一、二十間ニ二十間 | 兵庫(番頭・矢野) 二千石 |
| 「新屋舗割之覚」 | |
| 一、中小姓衆 | 拾三間ニ拾五間 |
| 一、人預衆 | 拾二間ニ拾五間 |
| 一、御徒衆 | 六間ニ拾五間 |

一、御弓御鉄砲衆

四間ニ拾五間

一、御中間御草履取御道具

四間ニ八間

「最前御城にて書付屋敷奉行へ相渡寛」

一、百石

十二間ニ十八間

一、百石より百九十石迄

十四間ニ十八間

一、二百石より二百九十石迄

十四間ニ十八間

一、三百石より三百九十石迄

十六間ニ二十間

一、四百石より五百石迄

十八間ニ二十間

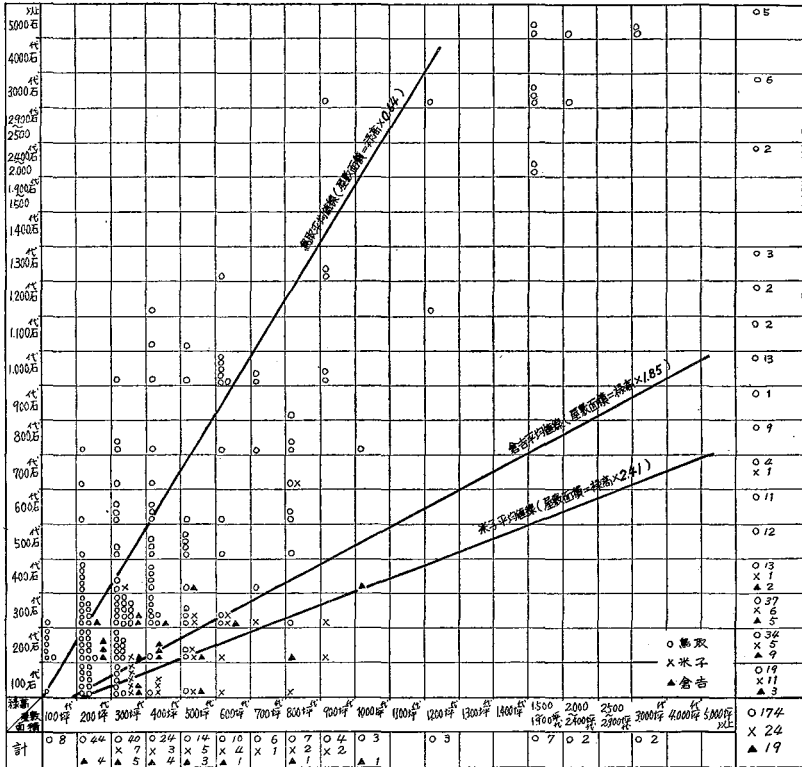
一、五百石より上は右に応じ。

以上の史料によっても拝領屋敷は格式や祿高によって、その貸与に差異がつけられていることが知られるが、さらに「町絵図」や「組帳」をもとに鳥取・米子・倉吉の祿高百石以上の武士の拝領屋敷面積と祿高の関係を実証的に検討し、図示したのが第4表である。第4表での鳥取・米子・倉吉の町ごとの拝領屋敷面積と祿高は大体において相関している。また、町ごとの拝領屋敷面積を総祿高で割って、町ごとの祿高一石に対する拝領屋敷の平均値を求めると、鳥取〇・六四坪、米子二・四一坪、倉吉一・八五坪となる。鳥取を一とすれば、倉吉は二・八倍、米子は三・七倍の面積の拝領屋敷が貸与されたことになる。鳥取において祿高一石当りの拝領屋敷面積が狭小になることは城下町に集住する武士の数からすると当然と考えられる。鳥取藩第二の都市米子において祿高一石当りの拝領屋敷面積が広くなるのは、米子の侍町は元和以前の城下町のそれをそのまま踏襲したためである。すなわち米子の侍町は米子に派遣された「米子組士」の数に比べて広大で、侍町内にかなり広面積の陸田、多数の「明屋敷」が散在する。

町屋の屋敷割と屋敷面積

享保十五年(一七三〇)の『因府年表』に、鳥取の「町中ニ軒間銀ヲ課セラル、表間口ハ

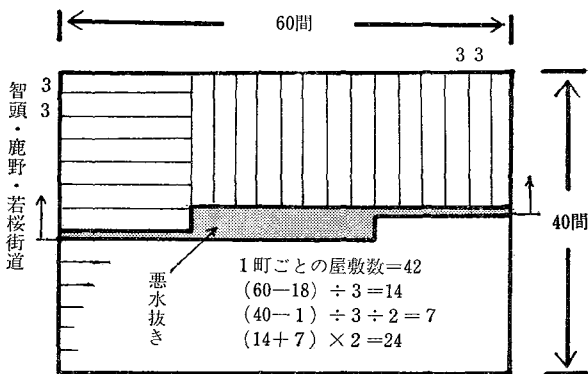
第4表 祿高と侍屋敷面積相関表



(注) 侍屋敷の算定は、鳥取は安政4年「鳥取御城下全図」を測定・米子には「米子御城下之図」・倉吉は「倉吉陣屋絵図」の記載による。禄高は鳥取は慶応3年、米子、倉吉は元禄7年「組帳」による。

一間、十匁宛ナリ、智頭・用瀬・若桜・浦留・鹿野・米子・倉吉モ同様ニ課セラ
ル(74)」と記されている。
「軒間銀」は、米子においては目抜き通りで小間(一間の半分||間口三尺)ごとに年一朱(76)、倉吉では町ごとに差があり、町屋中心域の西町・西仲町で間口一間に銀三百匁、鍛冶町一丁目百匁、越中町八十匁、鍛冶町二丁目六十匁、新町五十匁、広瀬町三十匁(76)とその課税率は町屋中心地域・街道沿いなどの繁華な地域ほど高くなっている。

二十町に限り、寛永十一年（一六三四）の各町ごとの軒数を検すると、最高は河端四丁目の四十五軒、最低は二階町一丁目と本町三丁目の十八軒、平均二十七・八軒となり、『鳥取藩史』に記述する計画的屋敷割も推定できる（第2表参照）。しかし、安永七年（一七七八）になると、河端四丁目は百四軒、二階町一丁目・本町三丁目も六十八軒、平均七十四・四軒となり、約百四十年間に二倍と三倍の増加となる。一町（区画）ごとの軒数の増加は一戸当りの屋敷面



第5図 鳥取の町屋の町割と屋敷割模式図

(注) 「鳥取市街大切図」『鳥取藩史5』より推定復原

奥行も課税の対象となる。倉吉においては奥行二十間の町家を「町並」、それにはたらない奥行のものを「四歩一役（四歩一所）」、「三歩一役」と呼び、四分の一、三分の一の税が課せられた。しかし、その税率は奥行よりも表間口が高く課せられたので、町家は表間口狭く奥行の長い長方形のものが多くなった。

鳥取の町家の家敷割を『鳥取藩史』は、縦四十間、横六十間の長方形ブロックに区画された一区画における町家の屋敷は「奥行を拾八間とし間口は三間前後なれば、一戸の地域概狭長である(78)」と記している。『鳥取藩史』の記述どおり、一区画を表間口三間、奥行十八間の屋敷割で割ったとすれば、第5図の模式図に示すとおり、一区画(町)に四十二戸の屋敷が割られたことになる。そこで、「縦四十間、横六十間」の長方形ブロックに区画された鍛冶町・桶屋町・若桜町・職人町・本町一丁目と四丁目、二階町一丁目と四丁目、新町、本魚町一丁目と三丁目、河端一丁目と四丁目の

第5表 鳥取の町家の表間口・奥行間数頻度表

表間口 奥行	1間代	2	3	4	5	6	7	8 以 上	計	%
6間以下	5	23	12	3				1	44	4.0
7間代	4	11	1						16	1.4
8	4	13	5	1					23	2.0
9		7	12	1					20	1.8
10	5	9	9	3					26	2.3
11	2	5	2	2					11	1.0
12	4	14	21	2	2				43	3.9
13	3	18	18	1		1	1		42	3.8
14	2	10	9	7		1	1		30	2.7
15	3	10	7		1		1		22	2.0
16	17	97	85	38	12	8	4	8	269	24.5
17	6	45	36	20	5	5		2	119	10.8
18	13	69	35	9	5	2	3	5	141	12.8
19	3	22	13	4	3		2	1	48	4.3
20	17	72	82	33	13	9	5	10	241	21.9
21									0	0
22					1			1	2	0.1
計	88	425	347	124	42	26	19	29	1,097	／
%	8.0	38.7	31.6	11.3	3.8	2.3	1.7	2.3	／	100

(注) 正徳5年「鳥取市街大切図」記載の町家屋敷の表間口・奥行間数より作成、惣堀と袋川の間の町家に限る。

積の狭小化となる。そこで、正徳五年（一七一五）の「鳥取市街大切図」により、惣堀と袋川の間の地域の町家に限って、表間口と奥行の間数を算出し表示したのが第5表である。対象地域の町家軒数は千九十七軒、そのうち表間口二間が三十八・七％、三間が三十一・六％で、当初三間であったものが二間へと狭小化していることが知られる。奥行の最多頻度は十六間で全体の二十四・五％、ついで二十間の二十一・九％で、町家の屋敷割の基準である十八間は十二・八％である。奥行二十間の頻度がかなり高いことは各区画の中央に掘られた「悪水抜き」の埋め立ての進行を実証するものである。時代の推

第6表 倉吉の町家の表間口・奥行間数頻度表

町 間		鍛冶町	鍛治 小屋町	越中町	広瀬町	河原町	計	%
		1 間代	2	2	3	1		
2	16	10	24	11	24	85	28.2	
3	27	17	27	36	40	146	48.5	
4	3	3	6	9	14	35	11.6	
5	3	1	1	2	7	14	4.6	
6	1			2		3	0.9	
7		1	2		1	4	1.3	
8								
9								
10間以上	1		1			2	0.7	
計		54	34	64	60	89	310	100
表間口平均		3.0	2.9	2.9	3.2	3.0	2.99	
奥 行 無役地	四歩一役		1	32			33	
	三步一役			4			4	
	半役所			8			8	
	5間未				10		10	
	5~10			4	7		11	
	10~15				8		8	
	15以上			9			9	
	間数記入無			3	6		9	
計			1	60	31		92	

(注) 弘化3年(1846)「倉吉岩倉町間数御図帳」より作成、上記以外(301-92=209軒)209軒の奥行は20間。

移による各町の軒数の増加は、町家屋敷に表間口の狭小化、奥行の拡大化の変化を及ぼした。

米子の町屋は無年貢地である。しかし、家屋には「軒間銀(小間割銀)」が課せられた。「軒間銀」は表間口の広狭によって課せられたので、町家は表間口狭く、奥行の長い長方形、いわゆる「うなぎの床」と呼ばれるものとなった。米子の町家の表間口、奥行間数などを記した資料は現存しない。しかし、「米子御城下全図」や明治期の地図か

ら推定すると奥行は十八間位いものが多かったものと考えられる。

倉吉にも町屋全体の屋敷割を記した「町絵図」や資料は現存しない。しかし、町屋西域の鍛冶町・鍛冶小屋町（鍛冶町二丁目）・越中町・広瀬町・河原町の五町の町家の表間口間数を記した弘化三年（一八四六）の「倉吉岩倉町間敷御図帳」がある。第6表はそれを表示したものである。対象地域の家数は三百一軒であるが、その四十八・五％が表間口三間、ついで二間が二十八・二％、表間口の平均が二・九九間で鳥取のそれよりもいくぶん広い。また、町屋の中心に近い地域ほど表間口は狭く、遠い地域に広い表間口の町家が多い。奥行は二十間ものが全体の六十・九％それ以下は越中町・広瀬町に多い。

おわりに

元和三年（一六一七）の池田光政の入部は近世鳥取藩の町々に変化を与えた。

鳥取藩の城下町鳥取においては、元和以前の町割を一旦みな撤し惣門外に袋川を開削し総構とした。そして、惣門内にあった町屋を惣門外へ押し出し惣門内を侍町とした。侍町の町割はおおむね長方形ブロックであるが、その区画は一定していない。惣門内の侍町に屋敷が割られたのは上・中級武士で、下級の武家屋敷は江崎・湯所の山ろく、または袋川沿いの町屋外縁部があてられた。また、武家屋敷の配置は格式や祿高の高いものが内、低いものが外となる同心円状である。

惣門外の町屋の町割は、縦四十間、横六十間の長方形ブロックで区画される。区画内の町家は表間口三間、奥行十八間を基本として割られた。このように城下町鳥取においては、とくに防衛面を配慮した大規模な「元和の都市再改

造」が考察される。

陣屋町米子・倉吉においても、長方形ブロックの町割、長方形の屋敷割がみられるが、元和以降の都市再改造はおこなわれず、それ以前のを踏襲したものである。しかし、武士の配置は、陣屋近くや要衝地に高祿の武士を配置するなど、城下町と同じく防御的配慮が考察できる。

注

- (1) 鳥取県『鳥取藩史5』一九七一年、p 二三五
- (2) 中林保「近世鳥取藩の陣屋町」『人文地理』二六一四を参照
- (3) 小泉友賢『因幡民談記』寛文(一六六一―七三)末年ごろ
「因伯叢書」名著出版一九七二年復刻、p 二五
- (4) 前掲注(3) p 二五―二六
- (5) 鳥取市役所『鳥取市史』一九四三年、p 一三〇
このことは『因幡民談記』所収の「布施天神山城絵図」にも三重の天守閣が描かれている。また、慶長七年(一六〇二)池田長吉による久松城の大改築で「三重八棟」の天守閣を「二重にひくく」改築したとすることも一致する。
- (6) 岡島正義『鳥府志』文政十二年(一八二九)、『鳥取県史6』一九七四年 p 四二四、所収
- (7) 「山名豊数感状」『鳥取県史(中世編)』一九七三年 p 七二二、所収
- (8) 前掲注(3) p 七七
- (9) 前掲注(3) p 三五二
- (10) 佐藤長健『因府録』明和(一七六四―七二)初年ごろ、『鳥取県史6』p 四〇八所収にも、「江崎辺古大工町より若桜町惣内外に流れる川を湊川と云けると記されている。しかし、その流路は『鳥府志』の p 五一四―五一五「湊川」の項を参照されたい。
- (11) 前掲注(3) p 七九

- (12) 「紀伊護國寺文書」小坂博之『山名豊国』一九七三年 p 九八
- (13) 前掲注(3) p 一三九
- (14) 前掲注(3) p 二二二
- (15) 前掲注(6) p 四七八とp、四九八
- (16) 前掲注(3) p 一九三
- (17) 前掲注(3) p 二二一
- (18) 前掲注(5) p 一三八
- (19) 前掲注(3) p 二二一
- (20) 前掲注(3) p 二四四
- (21) 前掲注(5) p 一八五
- (22) 安倍泰庵『因幡志』寛政七年(二七九五)「因伯叢書」一九七二年復刻、p 三五二―三五三
- (23) 城下町の復原は、前掲注(6) p 九四三とp 四八九、さらに、前掲注(1) p 五によった。
- (24) 前掲注(3) p 二七七
- (25) 前掲注(3) p 二七二
- (26) 前掲注(3) p 二七二
- (27) 前掲注(3) p 二七六
- (28) 前掲注(3) p 二七七
- (29) 前掲注(3) p 二七八
- (30) 前掲注(22) p 三四六
- (31) 「イトバ」は「井ト場」と書かれ、袋川へ流れ落ちる水音が「どうどう」と音をたてることからその地名がおこった(『因幡志』p 三六七―三六九)という。したがって、侍町の排水などの水が袋川に流れ落ちる所を「どんどんのキト」、「本郷のキト」、「薬師のキト」などと呼んだ。

- (32) 鳥取県『鳥取県史2』一九七〇年 p 四二八
物頭とは番頭につく格式で鉄砲及び引の者を引卒指揮するを以て此名有り、古への鉄砲大将弓・大将、即ち足輕大将に相当する。〔鳥取藩史2〕p 二二一〕
- (33) 佐藤長健『因府録』明和(一七六四―七二)初年ごろ『鳥取藩史6』一九七四年 p 二八所収
- (34) 藩政期の城下町絵図のなかには武家屋敷ごとに住住者と表間口、奥行間敷が明記されているものが二・三葉ある。しかし、「町絵図」のなかに居住者と禄高が記入されているものはない。藩士の禄高が記帳されているものに、元禄七年、慶応三年の「組帳」がある。そこで「町絵図」と「組帳」の年代が最も近い両者を選定した。
- (35) 前掲注(32) p 六一七
- (36) 前掲注(32) p 一三
- (37) 前掲注(32) p 一三
- (38) 前掲注(32) p 一五
- (39) 前掲注(3) p 二七八
- (40) 前掲注(22) p 三五四―三五五
- (41) 安永七年「町方御定」『鳥取藩史5』p 一一―一二所収
- (42) 前掲注(1) p 一八一―一九
- (43) 前掲注(1) p 一八一―一九
- (44) 中本友直子益「五水記」寛政八年(一七九六)、中国建設弘済会一九四七年復刻、p 二二
- (45) 前掲注(1) p 一八一―一九
- (46) 前掲注(1) p 一八一―一九
- (47) 鳥取県『鳥取藩史6』一九七一年 p 四二四
- (48) 分類は『鳥取藩史5』p 一四―一六・『鳥取市史』p 一九八―二〇五によった。
- (49) 「戸田幸太郎覚書」、佐々木謙他『伯耆米子城』稲葉書房 p 一三所収

- (50) 米子市役所『米子市史』名著出版、一九七三年復刻、p 一一五
- (51) 前掲注(10) p 一一—一二
- (52) 松岡布政『伯耆民談記』寛保二年(一七四二)「因伯叢書」名著出版一九七二年復刻、p 二五
- (53) 前掲注(52) p 二五
- (54) 佐々木謙他『伯耆米子城』稲葉書房一九七一年、p 四八
- (55) 前掲注(32) p 二九七
- (56) 前掲注(1) p 二一八
- (57) 景山肅『伯耆志』安政末年「因伯叢書」名著出版 一九七二年復刻 p 三四一
- (58) 町名の()内は明治五年の戸数を示す。しかし、明治五年にはこのほか横町(10)、新博労町(27)、新法勝寺町(55)など新町誕生す。
- (59) 前掲注(50) p 二四〇
- (60) 鳥取県立米子図書館『郷土史跡めぐり』一九七二年、p 七
- (61) 前掲注(52) p 二五
- (62) 前掲注(52) p 二六
- (63) 福光勝次郎『倉吉町誌』倉吉町 一九四一年、p 一三一
- (64) 前掲注(52) p 二六一
- (65) 寛延二年、幕府巡見の御目付に答申した数『鳥取藩史5』p 二二三所収
- (66) 前掲注(1) p 二二三、なお、()内は、明治五年の町名、数字は戸数をあらわす。明治五年十八町の集計は一、一二六戸である。
- (67) 前掲注(3) p 二七八
- (68) 前掲注(1) p 九
- (69) 米子武家屋敷の屋敷割や各屋敷の表間口・奥行の間数が記してある。年代不詳、鳥取県立博物館蔵。
- (70) 鳥取県『因伯記要』一九一〇年所収地図

- (71) 前掲注(1) p 一八三
- (72) 「下屋敷覚」・「新屋敷割覚」は寛永九年(一六三二)九月十七日のもので()内は筆者注記。地名は陣屋開設地。「最前御城にて書付屋敷奉行へ相渡覚」は承応四年(一六五五)五月二十二日のもの。『鳥取県史2』p 四二五―四二六所収
- (73) 武家屋敷の算定は、鳥取は安政四年「鳥取御城下全図」を測定、米子は「米子御城下之図」、倉吉は「倉吉陣屋絵図」の記載による。禄高は、鳥取は慶応三年米子は元禄七年の「組帳」、倉吉は元禄七年の「組帳」と「倉吉万日記」によった。なお、「町絵図」と「組帳」記載の氏名が合致したものは、鳥取で一七四名、米子で二四名、倉吉で一九名であった。
- (74) 榎柴重恕『因伯大年表』一九七五年復刻、p 三〇七
- (75) 前掲注(50) p 二三九―二四一
- (76) 倉吉市『倉吉市史』名著出版一九七三年 p 二三九
- (77) 前掲注(76) p 二三九
- (78) 前掲注(1) p 一八六